生活習慣病管理料とは

令和６年度の診療報酬改定により、生活習慣病にかかる 診療報酬が大幅に変更となりました。 高血圧症、脂質異常症および糖尿病を主病として通院され

ていた患者様は、令和6年６月以降【特定疾患療養管理料】か ら【生活習慣病管理料】に算定が切り替わります。 患者様には、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事、運動に関する指導、検査結果等を記載した 『療養計画書』を患者様の同意のもと作成し、より実効性のある疾患管理を行ってまいります。 初回時に『療養計画書』への患者様の署名をいただく必要がございますので、ご理解・ご協力の程宜しくお願い 致します。